

防 災 第 6 4 5 号  
令和4年(2022)3月25日

島根県知事 丸山 達也 様

出雲市長 飯 塚 俊 之  
(防災安全部防災安全課)

**「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る  
覚書に基づく県からの意見照会について（回答）**

このことについて、令和3年12月14日付、原第638号で依頼のありました「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づく意見照会につきまして、別紙のとおり回答いたします。

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づく県からの意見照会について（回答）

島根原子力発電所2号機の再稼働については、安全性、必要性、住民の避難対策等を総合的に勘案した結果、容認します。

なお、容認するにあたっては、出雲市民の安全と安心を守る立場から、下記の付帯意見が適切に反映されるよう要請します。

記

付帯意見

【中国電力株式会社に求める事項】

1. 早期に立地自治体と同様な安全協定を締結すること。
2. 島根原子力発電所の安全対策については、新規制基準に基づく対策はもとより、新たな知見に基づき更なる安全性を追求すること。
3. 新たな計画、申請（変更を含む）、安全対策等を行う場合は、周辺自治体及びその市民に対して、わかりやすく丁寧な情報提供に努めること。
4. 原子力規制委員会における審査及び検査の状況については、適宜、市民に対して、わかりやすい言葉で適切に情報提供を行うこと。
5. 不適切事案により、原子力発電所の事業者としての資質を問われないよう、協力会社を含め万全の管理と安全教育を徹底すること。
6. 原子力発電所の運用、重大事故等の対処について、原子力発電に携わる全ての職員が、施設、設備を支障なく使いこなせるように人的訓練を十分重ねて、万全の体制を構築すること。
7. 広域避難計画について、避難や避難所における避難者への支援等、事業者として最大限関与すること。
8. 原子力発電に伴い発生する使用済燃料及び高レベル放射性廃棄物については、国との連携のもと、事業者の責任において処分すること。

### 【県に求める事項】

1. 出雲市を含む周辺自治体が、立地自治体と同様な安全協定を早期に締結できるよう、必要な支援を講ずること。
2. 広域避難計画について、避難道路の対策（道路整備、渋滞対策等）、避難手段の確実な確保（避難車両の確保、避難ルートの多重化）、複合災害時の対策、感染症などへの対策、受入先自治体の理解促進、避難行動要支援者の避難支援の充実、住民への周知、理解の促進など、更なる実効性の向上を図る取組を、引き続き積極的に講じること。

### 【県を介して国に求める事項】

1. 原発の稼働・再稼働については、原発事故のリスクに鑑みて、UPZの区域を含む周辺自治体の意見を十分に反映できる新たな法制度を構築すること。また、新たな法制度構築までの暫定的措置として、電力事業者と、立地自治体と同様な安全協定が締結できるよう支援すること。
2. 島根原子力発電所の新規制基準適合性審査等にあたっては、住民の安全確保の観点から厳格に審査を行うこと。また、中国電力株式会社が、過去に不適切事案を発生させたことを踏まえ、日常の原子力規制検査においても、適切かつ厳格な指導を行うこと。
3. 国のエネルギー政策として、安全性を前提とした上で、安定供給を第一とし、経済効率性の向上、環境への適合を図るため、再生可能エネルギーの普及促進を加速させるとともに、将来的には原子力発電への依存度を可能な限り低減させ、持続可能な電源確保に向けた取組を着実に進めること。
4. 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行なわれるよう、使用済燃料の再処理等の取組を加速させるとともに、高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する取組を国及び電力事業者の責任において、着実かつ早期に進めること。
5. 国のエネルギー政策、原子力発電の安全対策及び避難対策について、今後も引き続き、自治体等の要請に応じて説明を行うこと。

6. 広域避難計画がより実効性のあるものとなるよう、国の関与を強め、原子力防災体制の更なる充実・強化に向けた取組を促進すること。
7. 原子力発電所の周辺地域においても原子力防災対策に必要な財源を措置すること。